

「川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」及び

「川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例」の

一部改正（案）に対する意見公募手続の結果について

1 意見公募手続の概要

(1) 募集期間

令和7年1月15日（水）～令和7年2月14日（金）

(2) 意見を提出できる方

市内在住・在勤・在学またはこの案に関して利害関係を有する方

(3) 閲覧場所

① 川越市役所5階都市計画課、各市民センター、川越駅西口連絡所

② 市ホームページ

(4) 意見の提出方法

① 直接持参

② 郵送

③ F A X

④ 市ホームページからの電子申請

2 意見公募手続きの結果

(1) 意見提出者 1名

(2) 意見件数 1件

3 意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方	(案)の修正有無
(低層住宅地において)建蔽率・容積率の変更により、二世帯住宅を建てる事が可能になれば、故郷での介護や子育てができるようになり、ひいては地域活性化につながる。	今後の参考とさせていただきます。	無